令和2年度自己点検・評価結果

も引続き改善の取組	<u>を打り。</u>	】内の数字は年度実績・計画の項目No.					
改善を要する点			度実績等		令和3年度計画等		
○ 大学院課程の一部の	• 両研究和	・両研究科にまたがる新しい「共同プ			・「共同プロジェクト実践演習」の運		
研究科において、入学定	ロジェク	ロジェクト実践演習」について、3つ			用を踏まえ、社会人受け入れについて		
員充足率が低い。(4-2-	のプログ	ラムを用剤	意し、運用	を開始し	改善すべき点を把握する。【No.8】		
1)	た(ただし	コロナの	ため活動	はほぼ休			
	止状態で	ある)。					
	・デザイン	研究科留	?学生試験	で本学に			
	来校できる	ない受験	生に対して	こ、オンラ			
	インでの	-		-			
	施する方						
	ができた。		O (11 40) (C	117			
	77 C C 1Co						
	○五計結	◎入試結果(定員:各研究科10名)					
	入試年度	2019	2020	2021			
	文政政策	5 (7)	6(11)	7 (11)			
	7 4747014						
	デザイン	13 (19)	14 (38) ※括弧内に	13 (30)			
○ 学習時間の実態の把	• 前期及7		授業に関		・「学生生活調査」及び「授業に関す		
握についての組織的な		-			るアンケート」において、把握した授		
取組が不十分である。	_	ケート」を実施し、授業毎の授業時間			業時間外での学習時間を分析し、授業		
	クトしの子	外での学習時間の把握を行った。					
(5-2-2), 5-5-2)	(-tr-11 a-th-1	ነለ:			改善に役立てる。		
○成績評価等の客観性、		策研究科〕		ジケッナ	〔文化政策研究科〕		
厳格性を担保するため				評価の在	・フィールドワークを中心とした新科		
の組織的な措置が十分			ドワーク		目についての評価基準を検証し、必要		
講じられていない。	した科目		の評価基	準を定め	に応じて改善を図る。【No28】		
(5-3-2), 5-6-3)	た。 【No28-1】						
○明確な成績評価基準が	〔デザイン研究科〕				〔デザイン研究科〕		
組織として策定されてい	・2 件の美術系公立大学大学院の修士				・他のデザイン系公立大学大学院の修		
ない。(5-3-②、5-5-②)	論文・修了制作の評価方法の調査を行				士論文・修了制作の指導体制、評価方		
	い、本研	発科とのは	北較を行っ	った。【No.	法の調査、比較を行い、必要に応じて		
	28-2]				改善を図る。 【No28】		
○ 入構者の把握が困	・学かっ	心不安老	が侵入し	アノル休	・学外から不審者が侵入しにくい体		
難、設備等の一部に老朽				日常管理	制となるよう、日常管理を委託する		
			-				
化等が見られるなど防				務日は朝	各業者との連携を密にし、適切に対		
犯面で課題がある。			月業務連	給会譲ど	応する。【No.131】		
(7-1-1)	行った。		₩n - 				
			期工事)、		・外壁修繕(第4期工事)及び誘導		
			灯更新工		灯更新工事等に施設整備補助金や目		
				間繰越積	的積立金を活用し、計画的な施設保		
			記 設保全に	上努めた。	全に努める。【No.116】		
	[No.116]						
○ 学内の無線 LAN の整	・学生が授				・学生が授業外で使用するスペースの		
備状況が不十分である。	や学生食	堂、およひ	教職員が	会議等で	うち、無線 LAN (Wi-Fi)環境が未整備		
(7-1-2)	使用する	5会議室	等への無	無線 LAN	の院生研究室等の整備を進める。【No.		
	(Wi-Fi)	環境の整	備を行っ	た。【No.	35]		
	35] 。			-			
	~				I .		

(2) 平成30年度自己点検・評価結果で「改善を要する事項」として挙げた課題について、以下の通り 改善した。

	改善した。				
改善を要する事項		令和2年度実績等	令和3年度計画等		
	○きめ細かな教育を徹底 させるための専門性の い教育支援者や教望まれる(特に、国学生対応、国際化で、 国際化で、 国際化で、 の事である。(はて、 学外ネットする。 をも必要である。(とも必要である。)	・「多文化・多言語教育研究センター(仮称)」に相当する他大学の関連施設の名称、規模、研究成果及び、浜松市内の民間語学教育施設を構造し、結果を将来機計専門部会にて報告、具体的提案を検討委員会で、中国には、英語を持て、の受験結果を検証し、英語のピア・サポート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・多文化・多言語教育研究センター開設に向け機能、運営方法を具体化する。 ・TOEIC及びHSKの受験結果を検証し、英語及び中国語科目の教育改善に役立てる。 ・ピア・サポート・コーナーをさらに充実させ、留学生や定住外国人学生の支援体制をさらに強化する。 ・海外留学経験学生に対するインタビューの YouTube 公開を拡充し、英語・中国語以外の言語での学生インタビューも大学ホームページ上で公開する。【No.15-2】		
○ 比較的重い障害を持つ学生の入学受け入れに対する総合的な体制整備が遅れている。(基準4-2)		修学支援に加え、長期履修制度の適用により修学支援を継続した。【No. 7】 ・留学 SA の相談の対象を、留学生だけでなく障害のある学生や定住外国人学生を含む全学生に広げた。・新型コロナの影響により、他大学の現地調査は見送った。【No.47】・静岡県障害学生支援関係者会や同講演会について学内周知し、研修会(新型コロナの影響により ZOOM 開催)に修学サポート室支援専門員及びカウンセラーの計3名が参加した。【No.48】	・障害のある学生を支援する長期履修制度を学外に周知する。 ・発達障害やLGBTなど多様な学生の修学を支援するため、研修会等に参加し、最新の情報を収集する。【No.7】・他大学におけるピア・サポーター制度に関する情報を収集し、前年度に見送った現地調査を行う。【No.47】・国や県が実施する障害学生支援の研修に関係教職員が積極的に参加、内容を学内に周知し、教職員の理解を深める。【No.48】		
	○LMS (SUAC-manaba) の安定的な運用をはじ め、教育機器の IT 化推	・機器及び教育支援 IT システムの更新についての検討結果を基に費用見積9を行い、あらためて費用削減案を作成して学内の会議に該った。更	・文部科学省が令和2年度に示したデジタルを活用した教育高度化プランについて検討し、本学において導入可能なシステムや方法を提案する【No37】		

進の環境整備が必要であ る。(基準6-4)

を作成して学内の会議に諮った。更 なシステムや方法を提案する。【No.37】 新作業は2~3月に行う予定。【No.37】

<両学部>

○ 卒業生に対するアンケートを、定期的に実施する取り組みを今後行っていく必要がある。(基準6-8)

・次回の卒業生アンケートをメールで行うため、卒業生への生涯メールアドレスの導入に向けた制度設計を行う。 【No.41】・本学の情報環境のあり方に関する方向性を踏まえて検討を進めることとした。【No.41】 ・卒業生の意見収集をしやすくするため、今年度の卒業生から生涯メールアドレスを付与する。【No.41】

<大学院>

○ 修了生のネットワークづくりへの着手が始まっているものの、修了生からの情報収集や学習成果の確認体制が充分できていない。今後は、修了生ネットワーク構築と合わせ、修了後の動向を詳しく見ていく必要がある。(基準6-8)

[文化政策研究科]

- ・修了生から意見を収集し、修論の進め方に関する指導に反映した。 〔デザイン研究科〕
- ・外国人修了生の意見聴取を行い、 教育内容へ反映できる点を明確化した。【No.23】

〔文化政策研究科・デザイン研究科〕 ・両研究科において、令和3年度からの新カリキュラムについて、修了生の意見を収集し、教育内容に反映させる。【No.23】

(3) 平成 28 年度業務実績評価に対する静岡県公立大学法人評価委員会の指摘事項に対し、下記のとおり対応した。

課題とする項目

○ハラスメント事案の発 生は、人権意識啓発等へ の取組を揺るがせかねな いものであり、学内の動 揺や県民の不信感を招く だけではなく、教育の根 幹をなす信頼を損ねると ともに、社会的な信用を 失墜する問題である。平 成23年度にもハラスメン ト事案が生じており、再 発防止策を行ってきたも のの、再発したことは大 変遺憾である。学内の意 識啓発及び研修の受講を 徹底するとともに、相談 体制の充実を図るなど、 全学を挙げて取り組むこ と。

令和2年度実績等

- ・前年度発生したハラスメント事案 4件(行為者ベースでは3件)について、ハラスメント調査委員会を立ち上げ、懲戒解雇を始めとする厳正な処分を行った。
- ・学生を対象としたWebアンケートにより、ハラスメント被害やハラスメントの認知の状況等を緊急調査した。
- ・ハラスメント防止委員会において 策定した、教職員の「学生へのハラ スメントを防止するための留意事 項」を学長から発出し、全教職員の 意識喚起を行った。
- ・12 月に全教職員を対象に、『学生 とのコミュニケーションの取り方 〜具体的事例を通じて〜』をテーマ に研修会を開催し、ハラスメントの 契機となり得る行動について、全教 職員が再確認を行った。
- ・ハラスメント相談員と相談支援員を対象として、相談を受けるに当たっての留意点等に係る研修(DVD 視聴)を実施した。
- ・学生ガイダンス資料と併せてハラスメント防止に係るリーフレットを郵送し、学生の意識啓発を行った。

令和3年度計画等

- ・教職員を対象としたハラスメント研修を実施し、ハラスメント防止意識の 徹底を図る。
- ・ ハラスメント相談窓口担当者を対象とした研修会を実施し、担当者のスキルアップを図る。
- ・教職員を対象にハラスメントに関するアンケートを実施し、ハラスメントの実態把握および防止対策の参考とする。
- ・学生を対象としたハラスメント研修 を実施し、分かりやすい情報をきちん と伝えることで、学生のハラスメント に関する知識・理解を深める。
- ・学生を対象にハラスメントに関する アンケートを実施し、ハラスメントの 実態把握および防止対策の参考とす る。
- ・学生便覧に「ハラスメント防止」の ページを設け、相談の流れや相談窓口 等の周知を図る。
- ・リーフレット等の配布・配架により 相談窓口を周知する。【No.137】

- ・相談窓口を周知する名刺大のカードを作成し、学生ホールやトイレなど学内50箇所に配架した。
- ・マタハラ防止に係るちらしを作成 し、学内に掲示した。【No.137】
- ◎相談等件数

	0 1							
		2018	2019	2020				
	ハラスメント相談	2	4	0				
	調査委員会設置	1	0	3				
	ハラスメント認定	0	0	2				
	学外相談窓口利用	0	1	0				

※2020年度は2月末現在の件数